

新型コロナウイルス感染拡大防止のための会津大学の行動指針（BCP）

段階（レベル）を動かす判断は、部門等ごとでは行わず、国・県や地域、本学の状況を総合的に勘案して、会津大学危機管理対策本部において決定します。

なお、原則、学内の全ての行動指針は、同一レベルで発出します。ただし、諸事情により一部の行動項目を個別に定めることがあります。

この行動指針は会津大学（四大）を原則とします。学生・教職員は定められた行動指針に沿って対応します。

短大については、四大を参考に柔軟に対応します。

段階	目安 (例示)	学内への立入	学内への立入 (スライド表示)	授業等	授業等 (スライド表示)	研究活動	研究活動 (スライド表示)	学生の課外活動	催事・イベント (本学が開催するもの)	大学運営		
										教職員出張	学内会議	事務体制
0 (制限なし)	国内での感染が認められない。	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1 (一部制限)	国内で感染が認められる。	十分な感染防止対策を施した上で、立ち入ることができます。	立ち入り可能。	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業にて授業等を実施します。	対面授業。	各部門等の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行います。	対面活動。	十分な感染防止対策を施した上で、大学のコロナガイドラインに基づき、課外活動を実施できます。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、国・県等のガイドラインに基づき、催事・イベント等を実施できます。	出張先の感染状況を確認するなど十分注意が必要です。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議も活用します。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、通常の勤務を行います。
2 (制限(小))	福島県内においても相当数の感染が認められる。又は 国から福島県にまん延防止措置が適用されるなど一定の行動制限をうける。 又は 福島県独自の感染防止対策を実施している。	十分な感染防止対策を施した上で、立ち入ることができます。	立ち入り可能。	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業にて授業等を実施します。	対面授業。	各部門等の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行います。	対面活動。	十分な感染防止対策を施した上で、大学のコロナガイドラインに基づき許可を得た場合は、課外活動を実施できます。	原則オンライン ただし、催事等の性質上対面式での実施を必要とするものは、国・県等のガイドラインに基づき対面式で実施できます。	感染が広がっている地域への不要不急の出張は原則自粛とします。 それ以外の地域でも時期の見直しやオンライン等を活用し対面によらない形を推奨します。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議を推奨します。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、通常の勤務を行います。
3 (制限(中))	国から福島県に緊急事態宣言が発令されるなど一定の行動制限をうける。 又は 福島県独自の感染防止対策を実施しており、「会津若松市」が重点地域の対象となる。	原則、立入禁止とします。ただし、右記の活動等を認められた場合に限り立入を許可します。	原則、立入禁止。(受信環境未整備の学生を除く)	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業にて授業等を実施します。 ただし、国からの行動制限等に応じてオンライン授業に切り替えることがあります。 なお、オンライン授業の受信環境が整っていない学生には、徹底した感染防止措置をとった上、Web環境の整った学内施設を提供します。	対面授業。(状況に応じてオンライン授業に切替あり)	各部門等の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、研究室等での滞在時間を減らし、可能な場合は、在宅での活動を推奨します。	感染防止対策を徹底し活動する。(在宅活動を推奨)	原則禁止 ただし、オンライン上で行われる活動は実施できます。	原則オンライン ただし、催事等の性質上対面式での実施を必要とするものは、国・県等のガイドラインに基づき対面式で実施できます。	原則自粛 業務上やむを得ない場合で、部局長等の許可を得た場合のみとします。	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、業務の性質に応じて、時差出勤・在宅勤務を推奨します。
4 (制限(大))	本学内で継続的に相当数の感染者が発生している。 又は 複数のクラスターが発生している。	原則、立入禁止とします。ただし、右記の活動等を認められた場合に限り立入を許可します。	原則、立入禁止。(代替措置を行う学生を除く)	オンライン授業 ただし、受信環境が整っていない学生には代替措置を行います。	オンライン授業(代替措置を行う学生を除く)	各部門等の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うとともに、交代制にするなど立ち入り者相互の面談は避けることとします。	感染防止対策を徹底し、必要最小限の活動のみ(面談は自粛)	原則禁止 ただし、オンライン上で行われる活動は実施できます。	延期または中止	原則自粛 業務上やむを得ない場合で、部局長等の許可を得た場合のみとします。	原則オンライン会議で実施します。 感染防止対策を徹底して必要最小限の会議のみ対面を可能とします。	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、業務の性質に応じて、7割程度の在宅勤務とします。
5 (原則停止)	本学内で爆発的に多数の感染者が発生している。 又は クラスターが同時多発的に発生している。	原則、立入禁止とします。ただし、右記の活動等を認められた場合に限り必要最小限の立入を許可します。	原則、立入禁止。(代替措置を行う学生を除く)	オンライン授業 ただし、受信環境が整っていない学生には代替措置を行います。	オンライン授業(代替措置を行う学生を除く)	大学機能の最低限の維持のために、各部門長など組織代表者の許可の下で、一時的に入室する研究室関係者のみの立ち入りが可能です。 この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止します。	大学機能維持に必要な活動のみ(面談は禁止)	全面禁止 ただし、オンライン上で行われる活動は実施できます。	延期または中止	原則自粛 業務上やむを得ない場合で、部局長等の許可を得た場合のみとします。	原則オンライン会議で実施します。 感染防止対策を徹底して必要最小限の会議のみ対面を可能とします。	現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の人数とします。